

# 都市オープンスペースの立地と利用形成 ー江戸火除地を対象としてー

田附 遼<sup>1</sup>・西成 典久<sup>2</sup>・齋藤 潮<sup>3</sup>

<sup>1</sup>学生会員 東京工業大学大学院社会理工学研究科社会工学専攻  
(〒244-0805 神奈川県横浜市戸塚区川上町415-2-538, E-mail:tatsuki.r.aa@m.titech.ac.jp)

<sup>2</sup>非会員 工博 立教大学観光学部  
(〒352-8558 埼玉県新座市北野1-2-26, E-mail:nishinari@rikkyo.ac.jp)

<sup>3</sup>正会員 工博 東京工業大学大学院社会理工学研究科  
(〒168-0082 東京都杉並区久我山5-17-12, E-mail:usaito@soc.titech.ac.jp)

本研究は、江戸期において火除地という都市オープンスペースとしての機能を持った空間の、立地と利用の関係性を探るものである。火除地はこれまで、都市に設置された当初は防火機能しか持っていなかったと解釈されてきたが、江戸全般にわたる名所案内記を俯瞰すると、火除地の設置以前からその場が人々に利用され、名所として認識されていたと思われる記述も見られた。個別の火除地が、どのような場所に立地し、火除地設置以前の利用が設置後の利用・名所性へとどのように変化したかを具に整理することで、火除地の、当時の都市におけるオープンスペースとしての意義を探る研究である。

キーワード:火除地, 名所, 広場, 防災, 江戸, 立地

## 1. はじめに

本研究は、都市オープンスペースの使われ方（利用）と立地の関係性を探る基礎的研究として、江戸の火除地に着目する。社会構造も価値観も異なる江戸を対象とすることは、現代都市を対象とするのに比べ様々なバイアスを含んでいるが、100年200年という比較的長い時間単位でその変遷を追えることから、史料的な限界を加味したとしても、現代都市のオープンスペースを考える上で有用な知見を得られると考えている。

### (1)背景と目的

江戸期では、相次ぐ大火に対する都市防火政策の一つとして火除地が設置された。明暦大火後に、火除地が江戸城や幕府の重要施設、大寺院を大火の延焼経路から遮断するように配置されると、当初は空地として防火機能に特化した空間であったものの、18世紀になると徐々に茶店や見世物等の諸施設が設けられ、庶民が商業や娯楽等の場として複合的に利用するようになった。町火消制度など他の防火体制の充実と共に、徐々に火除地の防火機能の相対的重要度は低下すると、次第に庶民による行楽の場としての火除地の利用は加速し、一部の火除地においてはその賑わいが著名なものとして知れ渡った。

次節で詳述するが、以上が江戸の火除地をめぐるこれまでの学術的知見の一般的な概要である。これらの知見

は、数多くある火除地を総合的俯瞰的に考察した結果であり、そこに異論を挟む余地はない。しかし、個別具体的にそれぞれの火除地を見ていけば、もともと交通の要衝や名所であった場所に火除地がつくられるなど、防火という単機能だけではその設置理由を説明しにくい火除地が存在したことも事実である。また、火除地周辺の土地利用や建物用途など、立地の違いによる火除地の様相はかなり異なっていたと考えられる。

そこで、本研究では、個別の火除地に着目し、火除地設置前後における当該周辺空間の利用実態を立地別に明らかにするとともに、火除地設置以後の利用変遷や名所性を帯びる経緯を明らかにすることを目的とする。なお、本研究において、火除地の立地とは火除地が設けられた空間の土地利用を指し、火除地の利用とは本来の防火機能とは関係のない複次的な空間利用の事を指す。

### (2)研究の方法と位置付け

江戸の火除地はこれまで主に、都市における防火空地政策としての側面や、都市オープンスペースとしての利用という側面から研究がなされてきた。本研究は後者に属し、これらには主に、渡辺<sup>1)</sup>や、千葉<sup>2)</sup>などの研究がある。前者は火除地が江戸の都市広場として利用されるようになった歴史的な成立・発展過程を、後者は火除地の江戸における配置を一つの動態として捉えその社会的背景を中心に述べている。これらは共に幕府や領主側の対

町人管理政策に関する史料を用いて考察し、火除地の利用を庶民による広場としての利用の活発化と幕府の利用許可・禁止の駆け引きとして描き、その利用の性格により各四期に分類している。

またこの他にも、江戸の都市空間における火除地の役割や利用実態に着目した文献は多く、伊藤<sup>3)</sup>や、吉田ら<sup>4)</sup>などが挙げられ、火除地同様に江戸の都市空間において庶民の生活上重要な役割を担った公共空間である街路や寺社境内等と共に比較・考察が行われている。

このように火除地の利用実態に関しては既に多くの研究があるものの、一方でこれらの著名な火除地として知られているもののいくつかは、火除地設置以前である17世紀初頭において既に河岸や橋詰広場として利用されていたという事実も見られ、必ずしも火除地が設けられた後に利用が付加されていったわけではないことが分かる。つまり、火除地設置以前からその場所に根付いている利用であるか、もしくは設置後に見られるようになった利用なのか、それぞれの火除地の利用履歴や名所化の経緯を明らかにすることで、より江戸火除地の利用実態に迫ることができる。そこで、本研究では、火除地の立地に着目し、火除地設置以前の当該地の利用実態を明らかにするとともに、設置後の利用実態を個別のかつ時系列的に追跡する。

### (3) 研究の構成

二章ではまず、各火除地における都市施設の有無や名所性を読み取るための史料の選定と、分析対象とする火除地の選定を行う。ここで、本研究における都市施設とは、都市的機能を持った施設のことであり、人々による当時の火除地利用の一端を反映していると考えられる。史料の選定では、江戸各期に書かれた名所案内記を、その系譜に関して言及している羽生を参考に、史料を用いる際の基準を決定する。また火除地の対象選定に当たり、火除地という空間はこれまで明確な定義がされておらず、防火機能を備えていたと思われる類似空間である明地や広小路などとの区別がなされていない。従って、本研究の目的に適切と思われる方法で対象を選定する。

三章では、古地図や地誌から火除地における都市施設の設置状況を時系列的に整理し、また江戸の名所案内記から火除地の利用や名所性に関する言説を抜粋し、これらを火除地設置の前で分析する。

四章では、これらの分析を用いて火除地の形成や変容の実態を総合的に考察し、結論を導く。

## 2. 使用する史料と対象地

### (1) 使用する史料と特徴

まず、火除地における都市施設の設置状況を把握する為に、主に御府内沿革図書を用いた。御府内沿革図書は江戸中を細かな地区単位に分割し、その土地利用や施設を経年的に記した大変貴重かつ優れた史料として高い評価を受けている。この補足資料として、江戸全期にわたる地誌が整理された東京市史稿（市街篇）と武江年表を用いた。また、火除地（もしくは火除地となる空間）が当時どのように利用され、どのような場所として語られていたかを把握する為に、江戸の名所案内記を用いた。江戸の名所案内記は、記述の形式や史料の目的がそれぞれ違い、史料性が異なるため、書かれた時代ごとの特性を把握する江戸の名所案内記の成立や変遷を網羅的に分析し、時代的背景を含めて考察したものには、長沢<sup>5)</sup>、水江<sup>6)</sup>らの研究があり、各々が時代・史料性等により新たな区分を提示しているが、本研究ではこれらをもとに江戸案内記の系譜をまとめている羽生<sup>7)</sup>を参考にし、名所案内記を用いる際の基準を以下のように定めた。

- ・江戸前期の史料を使用する際は、記述が筆者の主観的である可能性がある為、各記述内容により妥当性を判断する。
- ・客観性を持つ史料が特に少ない明暦大火前は、二点の屏風絵を補足資料とする。
- ・重複した記述は史料間で引用されている可能性があり、詳細もしくは古い記述を使用する。

今回使用した江戸の名所案内記を一覧にする(表-1)。江戸の名所案内記にはこの他に、江戸内めぐり、新編武蔵風土記稿、砂子残月などいくつかあるものの、これらの史料記述内容が本研究の目的に適していないものであり、採用する必要がないと判断した。本研究の目的に適していない史料とは、例えば地理的關係のみを紹介している史料や、寺院名所のみ注目した史料、過去の案内記を多く引用した史料があてはまる。さらに施設・

表-1 使用した名所案内記

17世紀(～明暦大火以前)		
慶長見聞集	1614年	三浦浄心
竹斎	1621年	富山道治
江戸名所図屏風	1625年	-
江戸図屏風	1633～34年	-
色音論	1643年	徳永種久
17世紀(明暦大火以後～)		
江戸雀	1677年	遠近道印
紫の一本	1683年	戸田茂睡
江戸鹿子	1690年	藤田理兵衛
18世紀		
江戸砂子	1732年	菊岡沾涼
江戸名勝志	1733年	藤原之廉
続江戸砂子	1735年	菊岡沾涼
19世紀		
江戸名所花暦	1827年	長谷川雪丹
御府内備考	1829年	-
江戸名所図会	1836年	斎藤月岑
東都歳時記	1839年	斎藤月岑
絵本江戸土産	1851～68年	-

空間変化同様に、補足資料として武江年表と東京市史稿を用いた。

## (2) 対象とする火除地の選定

通常、火除地とは都市防火の為に設けられた空地を指す。しかし、一言で火除地といってもその形態や規模は様々であり、例えば御府内沿革図書では、他にも類似した空間として広小路・火除明地・明地などがあげられている。既往研究や江戸に関する諸文献においても、これらの定義に共通なものは見られない。本研究の目的は、防火機能を備えて設けられた火除地の利用実態を明らかにすることであり、対象地にはその防火機能が備わっていることが必須条件であるため、対象地の選定においては、まず基準①にて空地が設置された際に火除目的であった事が史料により確認できる空地を抽出し、さらに基準②にて基準①のような表記が確認できないものの、その立地から防火の意図を読み取ることができる空地を補足した。

基準① 武江年表と東京市史稿市街篇により、その空地が火除地として設置されたことが明記され、半世紀以上<sup>①</sup>にわたり存続した空地

Ex) 護持院ヶ原 護持院正月廿二日ノ大火ニ焼失シタルニ依リ、其地ヲ収メテ永ク火除地トス。

基準② 基準①で用いた史料で明地や広小路と記載されている空地のうち、江戸城、幕府の重要施設、大寺院を防火する為に、地図上でこれらに沿うように立地している空地

この基準を満たす火除地は江戸に15ヶ所<sup>②</sup>存在した(図-1)。

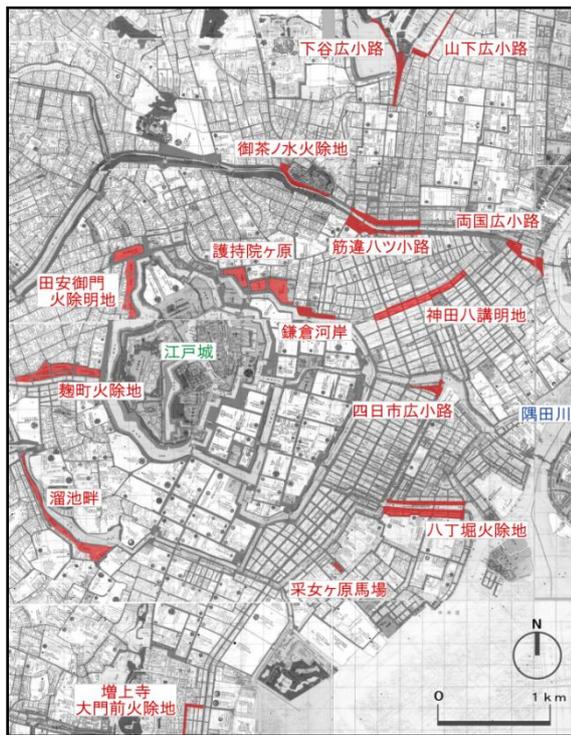


図-1 対象とする火除地 15ヶ所  
(復元・江戸情報地図 1/6500 より作成)

## 3. 立地区分による火除地の利用

### (1) 空間変化と名所記記述の変化

火除地と一言でいっても、その形態や規模は一つとして同じものではなく、特に江戸期の身分によって住む場所を規定されていた都市空間の中で、火除地の利用は周辺空間の土地利用により利用主体や管理の面で大きく影響を受けていた<sup>8)</sup>。従って、対象として選定した火除地をその立地により区分して考察する事とした(表-2)。

また本研究では、火除地が当時どのように利用されていたかの一端を示すものとして、各火除地における都市施設の設置状況を時系列上で整理した。各火除地に対してこの分析作業を通じて利用目的を具さにみると、概ね6つ(交通機能、情報拠点、商業・蔵等、重要寺社、娯楽・祭事、幕府施設)の利用タイプが見られた。これに加え、その空間が当時どのような場所として語られていたかを、名所案内記の記述から抜粋し、同様に時系列上で整理した。(図-3-i, ii)

表-2 対象の火除地の立地分類

立地分類	火除地名
町人地(橋詰)	四日市広小路
	筋違橋広小路
	両国広小路
町人地(河岸地)	鎌倉河岸
	神田八講明地
	八丁堀火除地
町人地(寺院門前)	下谷広小路
	増上寺大御門火除地
	山下広小路
武家地	護持院ヶ原
	田安御門火除地
用途境界 (武家地・町人地)	御茶ノ水火除地
	溜池畔
	采女ヶ原
	麴町火除地

### (2) 火除地設置時の空間利用

#### a) 町人地(橋詰)に立地する火除地

これらの火除地は、どれも1657年の明暦の大火直後に設けられた、火除地政策の初期のものである。全て1601年に整備された五街道の要所であり当時から往来の人々は絶えず、慶長見聞集をはじめ17世紀の多くの名所記に往来の人々の賑わいが描写されている。また江戸には、幕府や奉行所等からの御触や通達の情報拠点である高札場が江戸中で35ヶ所、この中で特に重要なものを大高札場といい6ヶ所に設置されていたが、橋詰に立地する火除地にはどれもこの大高札場が設置されていた(図-2-i)。さらに筋違橋橋詰では幕府の御用市場に指定されていた青物市場が開かれ両国橋橋詰では浅草寺の三社権現祭の神輿渡しの様子が描かれるなど、火除地が設置される以前から、往来の多くの人々を元に様々な都市活動

が行われ賑わっていたと思われる。

**b) 町人地（河岸地）に立地する火除地**

神田八講明地は江戸下町の中心に設けられた火除地であり、神田堀に沿うように存在した。この神田堀は1691年に『町人共自分入用を以、掘割、今川橋出来。（御府内沿革図書）』というように職人街と商人町の商品の運



図-2-i 四日市広小路 [町人地(橋詰)]

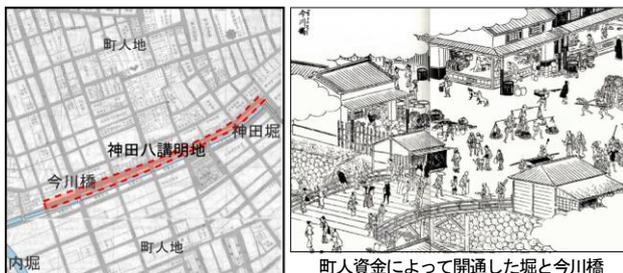


図-2-ii 神田八講明地 [町人地(河岸地)]



図-2-iii 山下広小路 [町人地(寺社門前)]



図-2-iv 護持院ヶ原 [武家地]

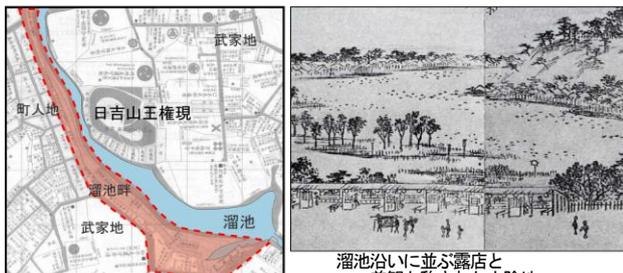


図-2-v 溜池畔 [用途境界]

搬の為に町人達が自ら資金を出し合い掘ったもので、火除地設置以前から江戸の商業活動の中心であった(図-2-ii)。また八丁堀は江戸の海の玄関口のような役割を持ち、17世紀前半には既に河岸として利用されていた。鎌倉河岸は江戸築城の際に石を運搬した河岸であり17世紀初頭には遊女屋も存在し賑わっていたが、火除地設置の際の河岸の利用実態は分らない。

**c) 町人地（寺院門前）に立地する火除地**

寛永寺が1624年に建立されてから、中世からの名所であった上野はより一層その名所性を増した。不忍池の水茶屋や境内の花見、参道の露店、上野の眺望が多くの人々に親しまれ、名所として江戸中に知られていた。一方、寛永寺の東側に沿う様に位置する山下では特異な利用は見られず、町屋が建ち並んでいた。一方、寛永寺と同じく徳川家の菩提寺である増上寺についても17世紀前半に境内に見世物小屋があり、『今に至りていやましに繁昌して、一天四海にかくれなく、諸国より奇集まる所多ければ（江戸雀）』というように、日本中から参拝客が絶えず賑わっており火除地設置以前に既にかなり著名な名所であったことが分かる。

**d) 武家地に立地する火除地**

護持院ヶ原とは、火除地設置以前にこの地に鎮座していた護持院の名からとったものであるが、これが火事により移転し、その跡地が火除地となった<sup>3)</sup>。しかし火除地設置より以前に特異な利用がされていた様子や都市施設はみられず、唯一将軍や武家専用の棧橋である御召場があったのみである(図-2-iv)。田安御門火除地は、眺望の良い場所として名所とされているものの、賑わった空間ではなかった様である。

**e) 用途境界に立地する火除地**

これらは火除地が町人地と武家地の境界に存在するものである。御茶ノ水では地名の由来にもなる名水の井戸が存在した。神田大明神が旧跡として賑わっていたようであるが、ここに設けられる都市施設の多くは火除地設置後であった。溜池は玉川上水や神田上水が整備される以前までは江戸の上水機能を一手に担っていたが、矢来で囲まれており庶民は近づけなかったと思われる。采女ヶ原、麴町では火除地設置前の庶民の利用に関する描写は見られず、名所として認知されてはいなかったようである。

**(3) 火除地の利用変化と名所化**

**a) 町人地（橋詰）に立地する火除地**

橋詰の火除地は、どれも火除地が設置される際に交通機能・情報拠点としての賑わいが既にあったことがわかっている。火除地設置後になると、商業や運輸のための蔵や石場・木場が多く設えられ、名所記の記述内容も市場の賑わいや品物に関するものが多くなる。また両国で

凡例	交通機能（五街道、橋の開通、御召場）	娯楽・祭事（花見、風俗、祭）
	情報拠点（大高札場、時の鐘）	重要寺社（菩提寺、神田明神など）
	商業・運輸（蔵、市場、物置場など）	幕府施設（馬場、稽古場、麹蔵）

都市施設 掲載資料	I 御府内沿革図書	VII 東都歳時記
	II 武江年表	VIII 続江戸砂子
	III 東京市史稿市街篇	IX 新編千代田区史
	IV 江戸名所図屏風	X 江戸と江戸城（内藤昌）
	V 江戸図屏風	XI 江戸の盛り場（海野弘）
	VI 御府内備考	

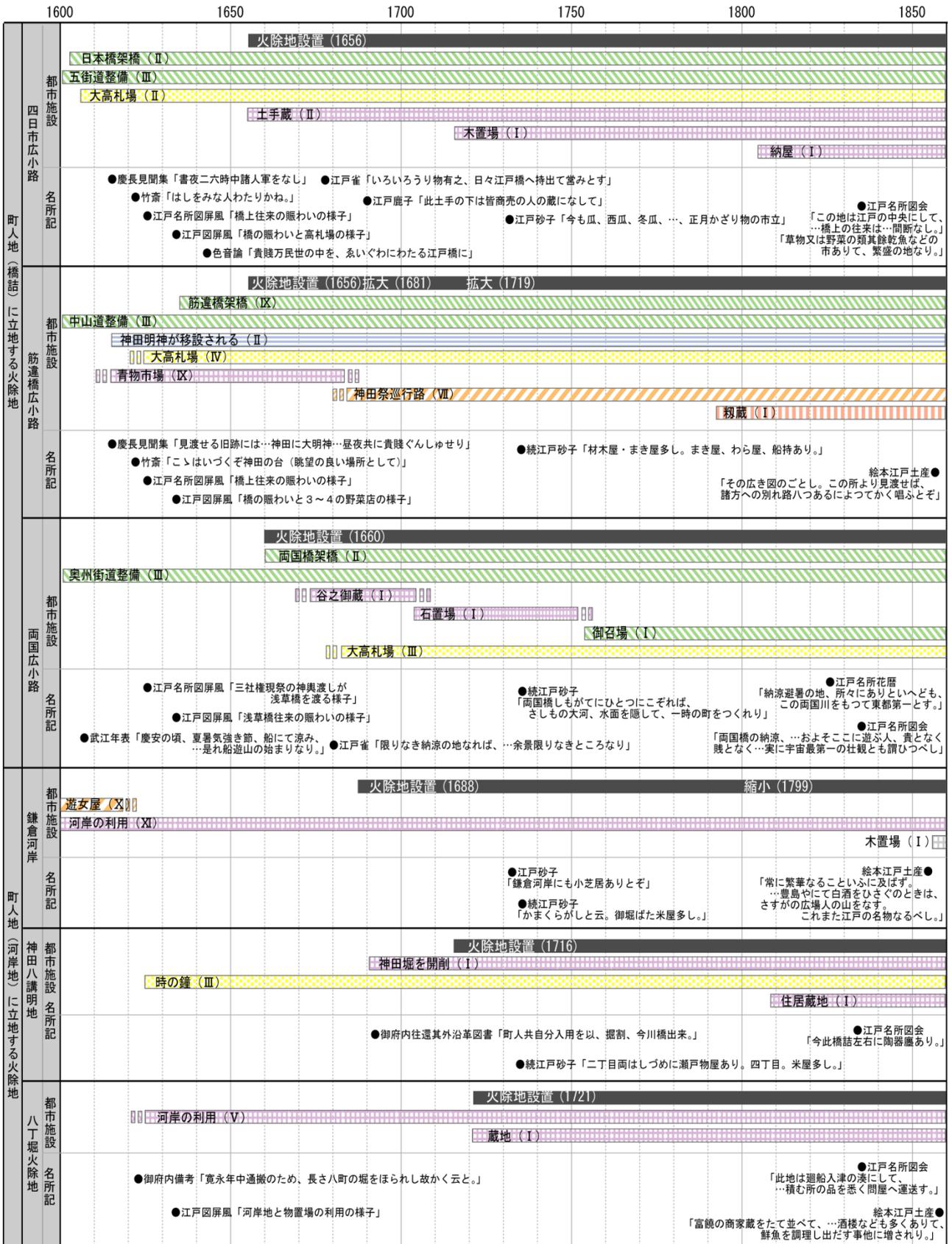


図-3-i 各火除地の都市施設と名所記記述の時系列整理

		1600	1650	1700	1750	1800	1850
町人地（寺社門前に立地する火除地）	都市施設			火除地設置（1697）			
	名所記	寛永寺建立（Ⅱ） 境内の桜が植樹（Ⅴ） 時の鐘（Ⅲ）					
	名所記	●御府内備考「此地は古き世よりの名所にて」 ●江戸名所図屏風「不忍池の出会い茶屋と参道の露店の様子」 ●江戸図屏風「不忍池の出会い茶屋と境内の桜の様子」	●紫の一本「境内の桜を」幕走らして見る人多し。不忍の池の端には、片町の茶屋あり。」	●江戸砂子「江都随一の花の名所なり。」	●江戸省「堂の下に桜植えられたり、春はしほ美景也。此東叡山寛永寺は、忍の岡といひて名所とかや、…見どころおほき景地なり。」	●絵本江戸土産 「黒門前の方爪上がりにして樹林を見込み、実に東国第一の楚刹、有難くいと尊し。」 ●江戸名所花唐 「当山は東都第一の花の名所にして、…弥生の末まで花のたゆることなし。」	
都市施設			火除地設置（1713）				
名所記	増上寺が移設される（Ⅱ） 東海道整備（Ⅲ）						
名所記	●慶長見聞集（増上寺は古跡と記載） ●竹斎「しばくちをすき行、ひだりにあたりて、大寺あり。」 ●江戸名所図屏風「境内の見世物小屋と参拝する民衆の様子」 ●色音論「まさりて見ゆる増上寺、まいり下かうはもんぜんに、いちをなすかとうたがはれ、」	●江戸省「今に至ていやましに繁昌して、一天四海にかくれなく、諸国より奇集まる所多ければ」					
山下広小路	都市施設			火除地設置（1737）			
名所記	寛永寺建立（Ⅱ） 境内の桜が植樹（Ⅴ） 時の鐘（Ⅲ）						
名所記						●御府内備考 「種々の見世物やうのもの及土弓場等を設け、…商人常につとひて殊に賑はへる地也。」 ●江戸名所図会 「図会に露店、浄瑠璃などの多くの仮設小屋と繁盛の様子が描かれている。」	
武家地に立地する火除地	都市施設			明地（1688） 護持院（Ⅰ）	火除地設置（1717） 馬場（Ⅰ） 鷹狩の場（Ⅵ）		
	名所記			御召場（Ⅰ）			
	名所記			●御府内備考「享保の頃より…御放鷹の場となさせられしなり。」 ●東京市史稿「藩中の妻子等道通せんこと、こころのまゝに出べし、…往来者はいらざるやうに」	●江戸名所図会 「御堀の外の芝生を云ふ。 …林泉の形残りて頗る佳景なり。 …都下の人こゝに遊ぶことをゆるさる。」		
田安御門火除地	都市施設		明地（1698） 馬場（Ⅰ）	火除地設置（1792） 馬場（Ⅰ） 官有稻古場			
名所記	●御府内備考「當所は昔明地なりしを、…都下の人人参畑と唱へり。」 ●紫の一本「田安の御門の御座の上より東を見れば、…高くぬきんで見ゆる。」	●江戸砂子「此所より、下総・安房の方まで限りなく見えて、絶景の地也。」					
用途境界（町人地・武家地）に立地する火除地	都市施設			火除地設置（1656）縮小（1684）			
	名所記	神田明神が移設（Ⅱ） 神田祭巡行路（Ⅰ） 馬場（Ⅰ） 湯島聖堂（Ⅰ） 官有稻古場（Ⅰ）					
	名所記	●御府内備考「神田山をくつし…、南は品川、…東は浅草まで」 ●慶長見聞集「見渡せる旧跡には…神田に大明神…昼夜共に貴賤ぐんしゆせり」 ●竹斎「こゝはいつくぞ神田の台（眺望の良い場所として）」 ●江戸図屏風「地名の由来となる名水の井戸」	●江戸砂子「此井名水にて、御茶ノ水にもめしあげられたり。左右に桜・もみちの太木あり。すぐれて景地の馬場なり」	●江戸名勝志「左右の土手に桜の並木有、御茶ノ水の馬場とも云」	●御府内備考 「むかし左右に楓の木ありしゆへかく名づく、今は皆枯てなく柳のみなりと」 ●絵本江戸土産 「この所兩岸絶壁にして風景よし。殊に月雪を称すべし。」		
溜池畔	都市施設		火除地設置（1656）	物干場拝借地（Ⅰ） 官有稻古場（Ⅰ） 馬場（Ⅰ）			
名所記	●江戸図屏風「矢来で周囲を囲まれた溜池」 ●色音論「月のくまなくさいいで、…みかげをうつすためいけに」 ●江戸鹿子「其水ながるゝ事なくよむ水なればしかいふ」	●江戸名所花唐 「赤坂御門外一めん、ため池まで、花葉水面をふさぎて夥し」 ●絵本江戸土産 「池中蓮を多く植えて、夏月の遊覧、不忍につくものなり。この辺すべて山水の景地なり」					
采女ヶ原	都市施設			火除地設置（1727） 馬場（Ⅰ）	縮小 移設		
名所記	●江戸名所図屏風「木挽町の浄りや歌舞伎の繁盛の様子」 ●江戸省「木挽町五丁め、此所にきやうげんづくし、あやつり、其他見世物色々あり。」	●続江戸砂子「土佐あやつり芝居、…芝居茶屋多し。」 ●江戸名所図会 「常に賑わしく講釈師・浄瑠璃の類ひ軒を並べて、行人の足をとどむ。」					
麹町火除地	都市施設			火除地設置（1728） 菜園（Ⅰ） 大高礼場（Ⅷ） 町方持明地（Ⅰ） 官有稻古場（Ⅰ）			
名所記							●続江戸砂子「甲州への往還大通り也。」

図-3-ii 各火除地の都市施設と名所記記述の時系列整理

は夏の納涼が盛大なものとして東都第一と評され、筋違橋では江戸の二大天下祭である神田祭の巡行路に指定されセレモニーの場として利用されるようになった。いずれも、火除地設置前の交通機能や情報拠点としての役割に留まらず、商業や娯楽などの場として多様な利用が見られるようになり、賑わいを増していった。

#### b) 町人地（河岸地）に立地する火除地

これらの火除地も橋詰の火除地同様に、火除地が設けられることで商業活動を伴うようになり鎌倉河岸では名物の酒屋が、神田八講明地では米屋や陶器店が、八丁堀では料理屋が著名な店として紹介されている。また蔵も同様に設けられ、荷揚場としての河岸がその機能のみに留まらず、この周辺に付随して様々な名物商業施設ができていくことがわかる。

#### c) 町人地（寺社門前）に立地する火除地

下谷広小路は火除地となる以前に既に花見や茶屋などが名所となっていたことは既述の通りであるが、18～19世紀になると、江戸の花見文化の盛大化とともに東都第一の花見の名所として江戸中にその名が知れ渡る。また、新たに設けられた山下広小路では、この場所に見世物・茶屋・土弓場など多くの仮設小屋が設けられ、娯楽が強く根付いた火除地となっており、その様子が江戸名所図会に描かれている（図-2-iii）。増上寺は多くの名所記に故事由来などが記されているものの、火除地についての記述等は見られなかった。

#### d) 武家地に立地する火除地

護持院ヶ原は1717年に小石川で起きた火事の跡地であると推測される<sup>6)</sup>が、火除地が作られるのと同時に火除地内に馬場が作られている。また、同時期の享保年間（1716～1736）の間に護持院ヶ原は御放鷹の場として指定されている。田安御門でも1697年に大火により延焼した跡地に明地ができるが、これと同時に馬場が設けられ、1792年に火除地に指定された9年後に官有稽古場が設けられている。

つまり武家地に立地する火除地では、都市施設の配置をみると火除地設置とほぼ同じ時期に、幕府の施設が火除地内部に設けられていた。

#### e) 用途境界に立地する火除地

用途境界の火除地は設置以前には特異な利用が見られなかったものの、溜池畔では町方の物干場（火除地設置の約60年後）と官有稽古場（設置の約100年後）が設けられ（図-2-v）、麴町火除地では町方管理明地と官有稽古場（設置の約60年後）が、御茶ノ水火除地では馬場（設置の約30年後）と官有稽古場（設置の約70年後）がそれぞれ設けられている。

つまり、これらの火除地では火除地設置後に期間をかけて都市施設が配置されていった傾向が見られた。

## 4. 火除地における利用形成と名所化

これまで火除地は、大火に対する防火を目的に設けられた空地であり、これが元禄後期以降に徐々に町人に広場のような空間として利用されるようになったと解釈されてきた。しかし町人地に立地する火除地を個別に分析すると、火除地において幕末にみられる都市施設は、遡るとその多くが火除地設置以前から存在しているものであった。町人地（橋詰）の火除地は、火除地が設置される以前から既に交通の要所や情報拠点として賑わっていた空間であった。

また、町人地（河岸地）の火除地でも河岸利用は火除地設置以前から始まっており、これらはいずれも当時の江戸の水上運輸の核をなす河岸であった。同様に、寛永寺では火除地設置以前に花見文化や出会い茶屋、参道の露店が、増上寺では境内の見世物をはじめ門前の賑わいがそれぞれ描写されている。つまり町人地に設けられた火除地は、それぞれ江戸の賑わいの中心となっていた空間に設置されたものであり、火除地設置の以前から存在した都市施設や名所性が、後の利用にも大きく影響していた。

一方、武家地に設けられた火除地では、火除地設置以前には賑わいや特異な利用の様子はみられないものの、火除地設置とほぼ同時期に幕府や武士の訓練施設である馬場や稽古場が火除地内部に設けられていた。すなわち火除地の設置と同時に、防火機能とは異なる利用がみられた。

町人地に立地する火除地では設置以降、商人の為の蔵が各地に設けられ、見世物等の露店や名物となる商店が営まれる場となった。さらに両国橋が納涼の名所として、筋違橋が神田祭の巡行路として利用されるなど、火除地となる以前には見られない利用が新たに発達した。用途境界に立地する火除地では、幕末に利用されていた都市施設の多くが火除地設置以後に設けられたものであり、火除地が設けられた空間は特異な都市施設や名所性を持った場所ではないものの、数十年経過して徐々に都市施設が設けられた。

つまり、町人地に立地する火除地では設置以前からみられた利用に加え、設置以降に商業・娯楽等の利用が新たに発展し、武家地や用途境界に立地する火除地では設置以前に利用はみられないものの、武家地の火除地では設置とほぼ同時期に、用途境界の火除地では設置の数十年後に新たな利用が都市施設として表れた。また、これと各火除地が名所記に取り上げられた時期を比較しても、立地や設置年代との明確な傾向はなく、名所として庶民に認識された時期は個々の火除地において大きく異なっていた。

## 5. 結論

本研究の結論は、以下のとおりである。

- ・町人地（橋詰、河岸地、寺院門前）に設置された火除地は、すでに盛り場や名所であった場所に設けられたことが明らかとなった。一方、武家地や用途境界にある火除地は、設置以前、一部は眺望の良い場所などとして認識されているものの、その多くは盛り場や名所ではない場所に火除地が設置された。
- ・すでに盛り場や名所であった町人地に火除地が設置されると、見世物・茶屋等の露店や祭礼など、庶民による商業的・娯乐的な利用が活発化した。一方、武家地に設置された火除地は、設置と同時に馬場や稽古場等として利用され、また、用途境界に設置された火除地では、時間をかけて町人地側は物干場として、武家地側は馬場や稽古場として利用されるようになった。
- ・対象とした火除地は、火除地設置以前から名所であった地区と設置以後に名所となった地区に分かれる。なお、19世紀前半には、対象とした火除地全てが江戸のいずれかの名所記や図会に描かれることとなった。

### (2) 考察

- ・都市オープンスペースの立地と利用の関係から江戸火除地の変遷を考察すれば、火除地が設置される周辺の土地利用が、その後100年規模の時間単位で続く利用の形成に極めて大きな影響を与えていることが把握できた。
- ・町人地に設置された火除地の多くは、もともと交通の要所（街道の結節点）や物流の拠点（河岸）であり、こうした立地に防火のためのオープンスペース（火除地）が設置されたことで、非常時だけではなく、常時においても有効に利用されるオープンスペースが形成された。こうした火除地には、両国広小路や筋違橋広小路など、江戸の町人文化を支えた代表的な火除地が存在しており、交通や物流という機能だけではなく、人々によって利用され消費される文化的な役割も見逃すことはできない。
- ・江戸の火除地は、防火という単機能だけではなく、交通や物流、人々の利用なども含め、総合的な観点から設置場所が選ばれたと考えることが可能である。現代に立ち戻って考えてみれば、江戸のオープンスペース創出に関する幕府の政策は、防災や交通上のインフラ整備としてだけでなく、人々が副次的に利用する文化的な側面でのインフラ整備でもあったと解釈することができ、結果として、経済的にも文化的にも持続性の高いオープンスペースが形成され、長期に渡って人々に利用され続けるに至った。

### (3) 今後の課題

- ・本研究では、幕府の火除地設置時の意図には迫っていないため、今後、幕府や領主側の御触書・禁令等と比較するなどを通じて、設置意図を明らかにしていく必要がある。
- ・本研究で対象とした火除地は、諸史料により防火目的で設置されたことが確認できた火除地であるが、明地等の名称で、同様の防火機能を備えた空間も存在したと考えられる。これらの空間についても同様の考察を行う必要がある。

## 付録

- (1) 渡辺や千葉の研究では火除地に対する幕府の政策変化として江戸をそれぞれ四期に分けており、これらの区分は第一期～第三期は半世紀弱で次の期に移行している。基準を半世紀としたのは、幕府の火除地政策の変化に耐えうる都市施設であったという事を示す為である。
- (2) 渡辺は火除地の個数を享保の最大期で約90筆、千葉は火除地を最大102筆としているが、本研究では本論に記したような理由により基準を設け15筆にとどまった。
- (3) 武江年表1717年の項目に「正月二十二日未刻、小石川馬場脇井出某殿より出火、湯しま神田護持院の荘厳、神御橋御門内鍛冶橋御門まで、諸侯の藩邸数宇、通町八丁堀築地まで、武家屋ども夥しく焼亡あり。」とある。

## 参考文献

- 1) 渡辺達三、近世広場の成立・展開 火除地広場の成立と展開（造園雑誌）、Vol. 36, pp. 13, 1973年
- 2) 千葉正樹、『御府内沿革図書』に見る江戸火除地の空間動態（国際文化研究科論）、Vol. 9, pp. 212, 2001年
- 3) 伊藤好一、江戸の町かど、平凡社、1987年
- 4) 吉田伸之、伊藤毅、長島弘明、江戸の広場、東京大学出版会、2005年
- 5) 長沢規矩也、江戸地誌解説稿、松雲堂書店、1932年
- 6) 水江漣子、初期江戸の案内記、吉川弘文館、2006年
- 7) 羽生冬佳、江戸東京の名所の変遷に関する研究、東京工業大学大学院博士論文、2004年
- 8) 土肥真人、江戸から東京への都市オープンスペースの変容（造園学研究）、pp. 25, 1994年